

子どものけんりニュース

第12号

2007. 7. 10 発行

札幌市は、未来を担う子ども一人ひとりの権利の保障が推進される社会の実現をめざし、「子どもの権利条例」の制定に向けた取組を進めています。一緒に、子どもの権利について考えましょう！！

条例づくりは、これまでたくさんの市民参加のもとで進められ、平成19年2月に開かれた札幌市議会に条例案を提案しましたが、成立にはいたりませんでした。

札幌市では、引き続き条例の制定を目指し、市民の皆さまに理解いただくための取組を進めるほか、いじめや虐待など権利の侵害から子どもを救済するための制度の検討も併せて行います。



パンフレットを作成します！

市議会では、「条例を制定する必要性が、市民に十分に広まっていない。」などの指摘がありました。

このことを踏まえ、札幌市では、条例を制定する目的や、子どもの権利Q&Aなどについて、イラストを用いてわかりやすくまとめたパンフレットを、新たに作成します。

このパンフレットは、7月下旬に各区役所などで配布するほか、各学校にもお届けする予定です。ぜひ、読んでみてください。

また、市の職員が子どもの権利について直接説明し、ご意見をお聞きする「出前講座(※)」も実施しています。こちらも、どうぞご利用ください。



検討会議の委員を募集します

札幌市では、条例の制定に向けて、当初作成した条例案を基本として、どのような工夫が必要かなどを、引き続き検討していくことにしています。

そこで、権利の侵害からの救済制度を中心に、条例全体について幅広く議論を行うため、新たに「子どもの権利条例検討会議」を設置することにしました。

このたび、その検討会議に加わっていただく18歳以上の市民委員を募集します。

くわしくは、7月13日から各区役所などで募集チラシを配布しますので、ご覧ください。



シリーズ 条例をつくる目的 その①

～心豊かな大人へと成長するために～

子どもたちが、自分に権利があることを自覚することで、どのような効果があるでしょうか？ 権利を意識し、行使する経験を通して、自分で考え判断する力が養われ、それに対して責任を持つという自覚も生まれます。また、自分と同様に他の人にも権利があることに気づき、思いやりのある人に育っていきます。

「子どもに権利を認めると、わがままになる。」という意見もありますが、札幌市ではむしろ、子どもたちが権利を正しく学び、理解し、自立した社会性のある大人に成長することを支援するためにも、条例を制定したいと考えています。



めざせ！子どもの権利いかせ！！

子どもの権利クイズをつくりました。全問正解をめざして、皆さんも挑戦してみませんか？

(答えは左下にあります！)

- Q1. 世界193の国と地域が結んでいる子どもの権利条約。この条約では、何歳未満を「子ども」と定めている？
- Q2. 条約は、第二次世界大戦で、罪のない多くの子どもが犠牲になったことをきっかけに、ある国が制定しようと呼びかけました。この国とは、ヨーロッパのどこ？
- Q3. ユニセフ(国連児童基金)は、条約に定める権利を4つにわけて説明しています。「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」、さて、もう1つは、どんな権利？



(※) 出前講座は、おおむね10人以上の団体、グループの皆さまにお申し込みいただけます。詳しくは、右の連絡先にお問い合わせください。

(クイズの答え) Q1答：18歳未満 Q2答：ポーランド Q3答：参加する権利

〒060-0051 札幌市中央区大通南1条東1丁目バスセンタービル1号館3階
札幌市子ども未来局子どもの権利推進課
電話 011-211-2942 ファクス 011-211-2943
Eメール kodomo.kenri@city.sapporo.jp
ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/>



さっぽろ市
05-001-07-363
19-3-110